

九州医療科学大学動物実験に関する規則

制定年月日：平成19年4月1日

最終改訂年月日：令和7年4月1日

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 九州医療科学大学（以下「本学」という。）は、医療、保健並びに福祉に携わる人材の育成を担うものであり、生命を慈しむ心と生命の尊厳に対する真摯な倫理観を育む教育を進めている。この本学の使命を遂行するにあたり、動物実験を伴う教育・研究は欠かすことのできない重要な手段の一つである。この規則は、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、本学における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管等必要な事項を定める。

2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、最終改正令和元年6月。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)、その他の関係法令等に定めがあるもののほか、日本学術会議作成「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」及びこの規則の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である次の3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

- (1) Replacement(代替法の利用：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。)
- (2) Reduction(使用数の削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。)
- (3) Refinement(苦痛の軽減：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。)

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者をいう。
- (10) 実験動物管理者 飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 基本指針及び厚生労働省、農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、基本指針又は文部科学省以外の行政機関の定める動物実験等に関する基本指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。
- 3 本学の教職員・学生等が他の研究機関等において行う動物実験等については、当該他の研究機関等の内部規程を遵守して実施するものとする。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、九州医療科学大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負い、報告又は助言を行う組織として、九州医療科学大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の役割)

第6条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項について審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規則に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
- (6) 動物慰霊祭に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者を学科から2名以上
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者を学科から2名以上
- (4) その他の学識経験を有する教員を2名以上

2 前項第2号及び第3号の委員は、学長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第8条 委員会の委員長は、動物実験または動物実験等に関して優れた識見を有する教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員の互選により議長を選出し、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることができない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(担当事務)

第11条 委員会の事務は、庶務課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 実験動物の苦痛の軽減により、動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)を設定すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、学長が承認の可否を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様に変更申請の承認を得なければならない。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

2 学長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について報告させること。必要な場合は委員会の助言を受けて適正な

動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

第 6 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第 14 条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の飼養保管施設設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での実験動物飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定し、その結果を当該管理者に通知しなければならない。

4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示すること。

(飼養保管施設の要件)

第 15 条 飼養保管施設は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の生理、生態、習性等、動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 16 条 実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者が所定の実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(実験室の要件)

第 17 条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 18 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(施設等の廃止)

第19条 学長は管理者より届け出された所定の施設等廃止届に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認しなければならない。

2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第20条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者は、実験動物を導入するときは、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検収、検疫等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

(健康管理)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合、その組合せを考慮して収容しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第26条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第27条 管理者等は、実験動物を譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第28条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

第29条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等に罹患したり、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。
- 6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。
- 7 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第30条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時にとるべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態が発生したときは、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、実験動物の保護に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第31条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第9章 教育訓練

第32条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規則等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を5年間保存しなければならない。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。

第10章 自己点検・評価・検証

第33条 学長は、委員会に飼養保管基準の順守状況及び基本指針への適合性に関し、毎年、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の専門家による検証を定期的実施しなければならない。

第11章 情報公開

第34条 本学における、動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

2 公表する内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 機関内規程

(2) 自己点検・評価の結果

(3) 外部検証の結果

(4) 飼養及び保管の状況

1) 動物種（哺乳類、鳥類、爬虫類）

2) 動物数（毎年の特定期日の飼養数あるいは一日当たりの平均飼養数。マウスとラットでは二桁の概数）

3) 施設の情報（機関の長によって承認された飼養保管施設の総数並びに主要な飼養保管施設の名称）

(5) その他

1) 前年度の実験計画書の年間の承認件数

2) 前年度の教育訓練の実績（実施月日、実施内容の概略、参加者数）

3) 動物実験委員会（当該年度4月1日時点での委員の構成（基本指針に示された3通りの役割ごとの委員の所属部局及び専門分野））

第12章 雑則

（準用）

第35条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（雑則）

第36条 この規則に定めるもののほか、動物実験等又は実験動物に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成12年10月1日付九州保健福祉大学動物実験に関する規則は廃止する。

附 則

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。

[九州医療科学大学動物実験計画書](#)

[九州医療科学大学動物実験終了報告書](#)

[九州医療科学大学飼養保管施設設置承認申請書](#)

[九州医療科学大学実験室設置承認申請書](#)

[九州医療科学大学施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届](#)

[九州医療科学大学実験室・飼養保管施設 管理者等変更届](#)